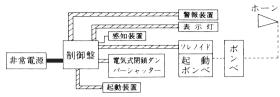
# 第28 配線

消防用設備等に係る配線の工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

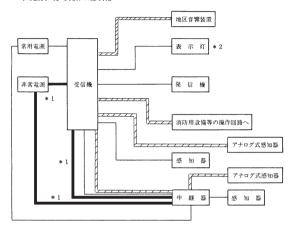
# ア 外観試験

試 験	項	目		試	験	方	法	合 否 の 判 定 基 準
電源回路の開閉 器・遮断器等	設 置	場所	等	目視により	)確認す	ること。		a 配電盤及び分電盤の基準 (昭和56年消防庁告示第10号) に適合するものに収納されているか又は不燃専用室に設けられていること。 b 電動機の手元開閉器 (電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等) は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。
	開	閉	器	目視により	り確認す	ること。		a 専用であること。 b 開閉器には、消防用設備等用である旨 (分岐開閉器にあっては個々の消防用設備等である旨) の表示が付されていること。
	遮	断	器	目視により	り確認す	ること。		a 電源回路には、地絡遮断装置 (漏電遮断器) が設けられていないこと。 b 分岐用遮断器は、専用のものであること。 c 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。
耐火・耐熱保護配 ・ 標準に ・ 標準に ・ できます ・ できまます ・ できます ・ できます ・ できます ・ できまます ・ できます ・ できまます ・ できままます ・ できまます ・ できまます ・ できまます ・ できまます ・ できままます ・ できままます ・ できまます ・ できままます ・ できまままます ・ できままます ・ できままます ・ できままままます ・ できまままままままます ・ できままままままままままままままままままままままままままままままままままま	保護配	3線の3	系路 路	目視により	)確認す	<b>వ</b> .		a 次図に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。 屋内消火栓設備  北常電源 動 装 置 電動機 ボンブ 消火栓箱  非常電源 動 装 置 電動機 ポンプ 消火栓箱  スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備

### 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備

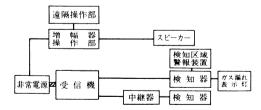


## 自動火災報知設備

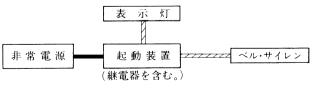


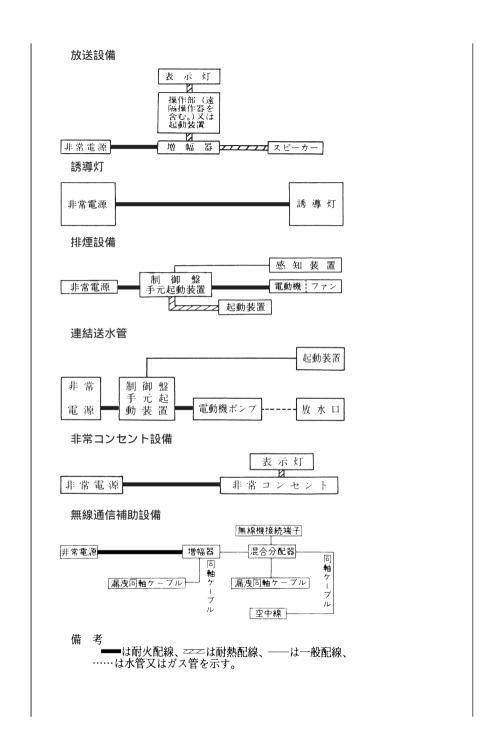
- 注 \*1中継器の非常電源回路(受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でよい。)
  - \*2発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線とすること。

### ガス漏れ火災警報設備



### 非常ベル・自動式サイレン





電線	の種類	・太さ	目視により確認する。	a 耐火・耐熱保護配線に使用する電線の種類は、工事方法の表に示すものであること。 b 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。									
配	線	方 法	目視により確認する。	a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。 b ガス漏れ検知器 (以下「検知器」という。)の電源と電源回路との接続にコンサントを用いるもの (検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。)にあっては、容易に離脱しない構造のコンセントであること。 c 放送設備のスピーカーに音量調整器を設けた場合は、3線式配線にしてあること。									
接		続	目視により確認する。	p =	端子との接続は、ゆるみ等がなく確実で 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止 と。 所要の保護措置が講じてあること。	•							
エ	事	方 法	目視により確認する。	次	表に掲げる工事方法となっていること。 耐火耐熱保護配約	泉の工事方法							
					電 線 の 種 類	工 事 方 法							
				耐火配線	・600ボルト 2 種 ビニル絶縁電線 ・ハスパレン絶縁と電線 ・四ふコンガルととを電線 ・ガリエチレン絶縁を電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架・アルボゴム絶縁電線 ・ アルボゴム絶縁でデル ・ E P アルボがトブル ・ G D かケーブル ・ Y のでは、アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブルー・アーブクト	1 金属管、2種金属製可とう電線管 又は合成樹脂管に埋設されてい構造で 造った壁、床等に埋設されていを有するパイプシャフトの区で配が出りる場合は、個互に15cm以上隔離するか、、かにあっては、上隔離するか、かにあっては、でものにない。 2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等はされていること。							
					耐火電線 MIケーブル	ケーブル工事等により施設されていること。							
					・600ボルト 2 種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線	金属管工事、可とう電線管工事、金 属ダクト工事又はケーブル工事 (不燃性のダクトに布設するものに限る。) により布設されていること。							

			熱	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- ーブル 1プレン外装が パリエチレン パリエチレン パリエチレン パラーン パリエア アレン にチレン 絶縁 ロゴル	色縁電線 レ ー縁 ボルルー	チレン・ンシー・スケー	るパイプシ に設ける場 る場合は、 か、不燃	/ャフト及で 場合 (他の暦 相互に15 生の隔壁を	耐火性能を有す ドピットの区画内 記線と共に布まっ の以上隔まる 設けたものに の限りでない。
配線(耐火耐熱保	電線の種類・太さ	電線の種類・太さを確認する。	而 N	耐熱電線耐火電線 MIケー 	₹ - ブル	次の表に.	よるもの	ること。		こり施工されてい
護配線を除く。) 〔自動火災報知〕 設備・ガス漏		ENGOVIER MC CREBO / O		性、絶紀						場合は、この限り
れ火災報知設   備・消防機関			工事の	の種類	電	線	0	類	種	電線の太さ
へ通報する火 災報知設備			屋内面 使用す 線	記線にする電	JISC3306 (ビニルコード)					断面積0.75㎜ 以上
			WA.		JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))					導体直径1.0mm 以上
					JISC334 ケーブル(\		ビニル絶	!縁電線ビニ	ニルシース	導体直径1.0mm 以上
					J C S 3416 (EM I E		対燃性ポリ	リエチレン	絶縁電線	導体直径1.0mm 以上
					J C S 3417 線 (E M )		燃性架橋	ポリエチレ	ン絶縁電	導体直径1.0mm 以上
					J C S 4418 ブル)	(600V耐	燃性ポリ	エチレンシ	ースケー	導体直径1.0mm 以上
			屋側ス外配約用する		J I S C 330	7 (600 V	ビニル絶続	縁電線(I	V))	導体直径1.0mm 以上
			m y g	2 电泳	JISC334 ケーブル(\		ビニル絶	縁電線ビニ	ルシース	導体直径1.0mm 以上
					J C S 3416 (EM IE		対燃性ポリ	リエチレン	絶縁電線	導体直径1.0mm 以上

			JCS3417 (600V耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM IC))	導体直径1.0mm 以上
			J C S 4418 (600 V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm 以上
		架空配線に使用する電	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm 以上の硬銅線*
		線 	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm 以上
			JISC3342 (600 V ビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (VV))	導体直径1.0mm 以上
			J C S 4418 (600 V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm 以上
		地中配線に使用する電	JISC3342 (600 V ビニル絶縁電線ビニルシースケーブル (VV))	導体直径1.0mm 以上
		線	J C S 4418 (600 V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径1.0mm 以上
		使用電圧60 V以下の配 線に使用す る電線**	JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm 以上
		備考 *は、 る。 **は 類の欄に	S:日本工業規格 JCS:日本電線工業会規格 径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線 、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については 掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線で、それ る導体直径又は導体の断面積を有するものも使用でき	、本表の電線の種 ぞれ電線の太さの
配線方法	目視により確認する。	b 60 V未満 60 V未満一部ないはれいのでは、 おりはいいでは、 おりにには、 おりのののがは、 はりのののがは、 はいのののがは、 はいののののがは、 はいののののでは、 はいののののでは、 はいののののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいのののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいののでは、 はいのののでは、 はいののでは、 はいのでは、 はいのではいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、 はいのでは、	方式の配線にあっては、容易に導通の有無がわかるよ 器等が設けられているとともに送り配線となっている る回路方式が用いられていないこと。 極に常時直流電流を流す回路方式 災報知設備にあっては、感知器、発信機又は中継器の が同一配線で共用する回路方式 (火災信号の伝達に影	おいては、その仕 ボックス等の中に うに、その回路の こと。 回路と他の設備と 響を及ぼさないも の記しないものを ないものを

			が同一配線で共用す く。)	する回路方式 (火災信号の伝達に影響を及ぼ	さないものを除							
	接続	目視により確認する。	a 端子との接続はゆるみ、破損等がなく確実であること。 b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されている こと。									
配線 (耐火・耐熱 保護配線を除く。) [漏電火災警報	電線の種類・太さ	電線の種類・太さを確認する。	配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、次表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。									
器]			工事の種類	電 線 の 種 類	電線の太さ							
			操作電源の配線に用い る電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 ( ))	導体直径 1.6mm以上							
				JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))	導体直径 1.6mm以上							
			変流器の二次側屋内配 線に使用する電線	JISC3306 (ビニルコード)	断面積 0.75㎜以上							
				JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 ( ))	導体直径 1.0mm以上							
				JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))	導体直径 1.0mm以上							
				JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシース ケーブル) *	導体直径 0.5mm以上							
			変流器の二次側屋側又 は屋外配線に使用する 電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 ( ))	導体直径 1.0mm以上							
			电脉	JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上							
				JISC3342 (600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))	導体直径 1.0mm以上							
				JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシース ケーブル) *	導体直径 0.5mm以上							
			変流器の二次側架空配 線に使用する電線	JISC3307 (600Vビニル絶縁電線 ( ))	導体直径 2.0mm以上の 硬銅線 **							
				JISC3340   (屋外用ビニル絶縁電線 (OW)) 	導体直径 2.Omm以上							
				JISC3342 (600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))	導体直径 1.0mm以上							

							線 音響装置の配線に使用する電線 構	使用電圧が60 を超えるもの 使下 ** る* 類掲	* は、径間が10。 * * は、使用電 欄に掲げるJC げる導体直径又	(警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル) *  JISC3342 (600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))  JISC3342 (600 V ビニル絶縁ビニルシースケーブル ( ))  JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))  JISC3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))  JISC3307 (600 V ビニル絶縁電線 ( ))  JCS4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル)  器の場合に限る。 Om以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線と圧60 V 以下の配線に使用する電線については、S4396以外の規格に適合する電線で、それぞれは導体の断面積を有するものも使用できるもの	本表の電線の 電線の太さ欄
		配	線	 方	法	 目視により確認する。	(注		JCS 日本電	線工業会規格 	
		接	ROK .	7.1	続	目視により確認する。				るみ等がなく確実であること。	
		1×			NV L	HINTES / NEWS / CO	b			はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接	続されている
耐	震		措		置	目視により確認する。	±#	霍玺	により、変形、	損傷等が生じないように措置されていること。	

# イ 機能試験

	試	験	項	目		試	験	方	法			合	否	の	判	定	基準	Ē
接	地	抵	抗	試	験	電路に接続て、接地抵抗定する。			戒器具につい 也抵抗値を測	ï	測定値は、 低圧用の		掲げる数位 具の鉄台					
							の試験は	、他の法	<b>法令に基づく</b>				X			分		接地
									きる。ただ		電圧	の種別	による機能	器	接地工事	事の種類	接地線の種類	抵抗値
									基準等の規定 このにあって		300 V 以下 電路及び				D	種	引張り強さ 0.39kN以上	100 以下(注)

	は、接地抵抗値を測定しないことができる。	設けるも るものを 300 V を起 注)低圧電 を遮断す	の金属線又 直径1.6mm 上の軟銅線	以			
		高圧用又	は特別高圧用の機械	器具の鉄台及び金属製築	外箱		
			X	分		接地抵抗值	
		接	地工事の種類	接地線の種類	<b>[</b>	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	
			A種	引張り強さ1.04kN以 線又は直径2.6mm以上の		10 以下	
絶緣抵抗試験		測定値は、	次表に掲げる数値以	上であること。			
(低圧(交流にあっては600V以下、直流) にあっては750V以下。) 回路	配線相互間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計を用いて測定する。ただし、試験を行うことにより障害を与えるおそれのある電子部		電 路 の 使 用	電圧の区分		絶縁抵抗値	
		いて測定する。ただし、試験を行うこと 30	300 V 以 対地電圧が150 V 以下の場合 下				0.1M
		により障害を与えるおそれのある電子部		対地電圧が150 V を	超え300V以下		0.2M
	することができる。	300 V を起		0.4M			
	なお、この試験は、他の法令に基づく 試験と兼ねて行うことができる。				'		
絶 縁 耐 力 試 験 [高圧 (低圧を超える電圧) 回路]	「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成9年通商産業省令第52号)、「電気設備の技術基準の解釈」(平成9年制定・平成12年改正)第14条に定める試験電圧を電路と大地との間(多心ケーブルは、心線相互間及び心線と大地間)に連続して10分間加える。なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	高圧回路に	は、連続して10分間こ	れに耐えること。			